

フレイベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 - 第二條 本會ハフレイベル會ト稱シ東京ニ置ク
 - 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
 - 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ齎出スベシ
 - 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
 - 第六條 本會ノ目的ヲ達セシガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會、毎年四月廿一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參考品幼兒成續物展覽、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス
 - 一 但シ會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會、毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスルモノヲ以テ組織ス
 - 一 但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ設ケ
- 會長 一人 會務ヲ總理ス
 - 主幹 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
 - 幹事 若干人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹、幹事、評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルルコトアルベシ
- 第十一條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

幼兒談話材料

坊間のお伽話は多くは小學校時代の子供には適しても幼兒には適さぬものです。是は本會に於て特に幼兒の爲めに編纂しましたのでおばさんやお母さんが幼兒のお伽には必要なのです。本書にない話は本書を標準として作話なさることが出来ませう。

定價 金四拾錢
郵税 金四 錢

手工圖形

幼稚園
小學校
遊戲的

是は幼稚園恩物の使用法を圖示したもので幼兒をして造らしむ可きものと保姆の造りて與ふ可きものとを併せて載せてあります。

定價 金五拾錢
郵税 金四 錢

幼稚園遊戯

幼稚園に於ける共同遊戯を説明したものです。小學校の初年級や家庭に於ても頗る有用だらうと存じます。

定價 金四拾錢
郵税 金四 錢

本會員の方にて右三書同時に御注文の方には合計代金郵税共金壹圓に割引可致候

東京九段中坂上 レフベール館

營業課目

- 幼稚園用恩物
- 幼稚園用材料
- 幼稚園用機腰掛
- 幼稚園用運動具
- 幼稚園用遊戲具
- 幼稚園用繪畫類
- 幼稚園用玩具類
- 幼稚園用書籍類
- 幼稚園用諸表簿類
- 家庭教育資料
- 學校用品類

御一報次定價表進呈

電話番町二七一
振替口座東京一九六四〇

明治四十三年八月一日印刷
明治四十三年八月五日發行

編輯兼東京市小石川區竹早町七十二
發行所 和田直詩

印刷者

東京市本所區番場町四番地
守岡功

發行所 フレールベル會
東京女子高等師範學校內

レフベール館 新案玩具 謹製

幼兒繪がるた

材木製肉筆

六十枚壹組 説明書付

正價五十錢
送料八錢

組立積木

インチ製 四十錢
和尺製 四十八錢
送料八錢

幼稚園用積木あれば台、屋根等附屬のみにて足る

附屬品正價

インチ製 二十錢
和尺製 二十四錢

恩物ゴマ

六ヶ入貼紙
五十枚付 拾錢

シングルベルス

正價四十錢

以上説明前號にあり

教育ゴマ

正價六ヶ箱入
金參拾錢

面白くてたまらない、而も教育的の獨樂がで
きましたた臺があつてそれ柱が柱の上にある獨
樂は其の上で廻る廻つてすめば柱の上にかゝ
つて落ちない、獨樂は三原色を塗つて其の間
に三間色を塗つたもので自然に色の調合
が解る臺は三區劃して各區に庶物の繪或は德
目を書いてある、獨樂は廻り了つた時何れか
を指す之を豫め云ひ當てる様になつておる其
の云つてゐる間に庶物の名前を覚え徳目が暗
記せらるゝのである。